



前橋市教育委員会告示第 1 1 号

前橋市教育委員会 6 月定例会を次のとおり招集します。

平成 3 0 年 6 月 7 日

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 日 時 平成 3 0 年 6 月 1 2 日 (火) 午後 3 時 0 0 分

2 場 所 市役所 3 階 3 1 会議室

3 付議事件

(1) 議案第 1 6 号 前橋市教育文化功労者表彰規則の改正について

(2) 議案第 1 7 号 前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について

(3) 議案第 1 8 号 前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

平成30年6月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」について (学校教育課)

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
1 6	前橋市教育文化功労者表彰規則の改正について	総 務 課
1 7	前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について	生涯学習課
1 8	前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について	生涯学習課

3 その他

- (1) 行事について (総 務 課)
(2) 臨江閣の国の重要文化財（建造物）指定について (文化財保護課)
(3) 平成30年度市立前橋高校海外研修事業について (前橋高等学校)
(4) 平成30年度中学生海外研修事業について (青 少 年 課)
(5) 第8回まえばし人形劇フェスタの開催について (図 書 館)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 6 月定例会
平成 3 0 年 6 月 1 2 日（火）
午後 3 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」について

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 1 6 号 前橋市教育文化功労者表彰規則の改正について
- (2) 議案第 1 7 号 前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について
- (3) 議案第 1 8 号 前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 臨江閣の国の重要文化財（建造物）指定について
- (3) 平成 3 0 年度市立前橋高校海外研修事業について
- (4) 平成 3 0 年度中学生海外研修事業について
- (5) 第 8 回まえばし人形劇フェスタの開催について

前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」

平成 30 年 6 月

前橋市教育委員会

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等、生徒の多様な学びの場として、大きな意義をもつ活動である。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動によっては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある状況も見られる。

生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするため、各自のニーズに応じた活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

前橋市教育委員会は、適正な部活動の運営に向けて、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」の提言やスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を踏まえた県教育委員会の「適正な部活動の運営に関する方針」（以下「県の方針」という。）に則り、前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」（以下「市の方針」という。）を策定する。

各学校において、校長は、「市の方針」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表すること、また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用の徹底に取り組むものとする。

1 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

○ 前橋市教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「県の方針」を踏まえ、各公立学校において、足並みを揃えて適正な部活動運営がなされるよう、「市の方針」を策定する。

○ 学校は、「市の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下「学校の方針」という。）を作成し、全ての教職員が年度当初の職員会議等でその方針を確認するとともに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者や地域等に説明し、共通理解を図る。さらに、学校公開等の機会を利用し、「学校の方針」を地域にも発信する。

なお、「学校の方針」作成については、既存の「部活動規定」を修正、活用してもよい。

- 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者会等で説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- 前橋市教育委員会は、各学校において学校の方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。
- 前橋市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。また、従来の外部指導者も必要に応じて活用する。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、服務（部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、部活動が、生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう、入部については強制せず、転部や退部についても保護者や生徒の意向を踏まえる等、十分配慮する。

- 前橋市教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修や会議等の取組を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることから、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。文化部についても、運動部と同様に、生徒のニーズを踏まえた部の設置について検討する。
- 校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技種目の運動部を設けることが困難な場合には、「前橋市合同運動部活動実施要項」に則り、他校との合同運動部活動を実施することができる。

(4) 地域との連携等

- 前橋市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境等の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- 前橋市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(5) 部活動検討委員会の設置

- 校長は、適切に部活動を実施するため、各学校の部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要であることから、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会としての部活動検討委員会を設ける。
なお、委員会の設置に当たっては、学校評議員会などを活用し、できる限り関係者の負担の軽減を図るよう工夫する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

○ 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。前橋市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○ 顧問は、運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わないこと。

なお、文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組むこととする。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。

校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

(1) 適切な休養日等の設定

適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒にとって、心身に無理が生じることから、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点など生徒の健康のことを考えるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにするためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。また、教員の負担軽減や長時間労働の解消のためにも休養日や活動時間等を設定することが重要である。そのため、年間を通して計画的に、適切な休養日等を設定する。

①週当たりの休養日の設定

- ・週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

- ・①と同様とする。ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業日は休養期間とする。

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③活動時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終えることとする。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(2) 朝練習の実施

朝練習は、生徒の家庭生活の充実や教職員の長時間勤務解消の観点から、原則として実施しないようにする。ただし、学校や顧問事情等により、放課後の活動時間が十分確保できず、保護者の理解が得られた場合には、顧問の指導のもと30分程度の朝練習を実施できるものとする。その場合、希望者のみの参加とし、

(1) ③の活時間に含めるものとする。

(3) 駅伝部の朝練習の実施

- ・学校全体として、体力づくりを目的とした駅伝部の設置は、より多くの生徒の運動機会の創出を図るために有効である。他種目の部活動に所属する生徒が重複

して参加する場合が多く、時期も限られていることから、朝練習を実施できるものとする。ただし、駅伝部の休養日についても、(1) ①②に準じる。

- ・ 活動開始は原則7:30以降とし、授業日は30分程度、休業日は1時間程度の活動時間とする。
- ・ 朝練習や大会に向けた現地練習を行う際は、趣旨や効果、練習計画等について、生徒や保護者の理解と協力のもと実施する。また、部単位ではなく生徒個人としての参加であることとし、生徒の学校生活・家庭生活等に支障をきたさぬよう十分配慮する。

(4) その他

生徒の健康・安全・体力・学習・家庭生活等を考慮し、次の場合は、学校の実態に応じて、練習等行わない期間を設定する。併せて、この期間中の大会等への参加は、極力避けるようにする。

- ・ 定期テストの前日及び、最終日を除く期間中
- ・ 泊を伴う行事の前日及び当日の期間
- ・ 荒天・災害等で影響のある期間
- ・ その他、校長の定める期間

4 学校単位で参加する大会等の見直し

- 前橋市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、県教育委員会とも連携しながら、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等について検討する。
- 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

「市の方針」は、本市の実態を踏まえて、生徒の視点に立った部活動の改革に向けた具体の取組について示すものであるが、「国のガイドライン」では、ジュニア期のスポーツ環境の整備について、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築にも言及されている。

本市においては、こうした動きなども注視しながら、競技力や技能の向上の観点からも、競技団体等の関係機関とも連携を深め、さらなる適正な部活動の運営を推進していくこととする。

前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」について

「県の方針」に則り、項立てや内容について、ほぼ「県の方針」を踏襲しています。

本市としての独自性を出した点は、以下の点です。

ページ	項	市の方針	県の方針
P2	1（2）指導・運営に係る体制の構築	○校長は、部活動が、生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう、入部については強制せず、転部や退部についても保護者や生徒の意向を踏まえる等、十分配慮する。	なし
P3	1（3）生徒のニーズを踏まえた部の設置	○校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技種目の運動部を設けることが困難な場合には、「前橋市合同運動部活動実施要項」に則り、他校との合同運動部活動を実施することができる。	○県教育委員会及び市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技等の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
P5	3（1）②長期休業中の休養日の設定	・①（週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。）と同様とする。ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業日は休養期間とする。 ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。	・長期休業の意義を考慮して、中学校においては、土・日曜日は休養日とする。 ※ 中学校において、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
P5	3（2）朝練習の実施	朝練習は、生徒の家庭生活の充実や教職員の長時間勤務解消の観点から、原則として実施しないようにする。ただし、学校や顧問事情等により、放課後の活動時間が十分確保できず、保護者の理解が得られた場合には、顧問の指導のもと30分程度の朝練習を実施できるものとする。その場合、希望者のみの参加とし、（1）③の活動時間に含めるものとする。	朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施する。 〈年間練習計画への位置付け〉 ・職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。特に、中学校においてやむを得ず実施する場合には、希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮する。 ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。 〈家庭との連携〉 ・朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。
P5	3（3）駅伝部の朝練習の実施	・学校全体として、体力づくりを目的とした駅伝部の設置は、より多くの生徒の運動機会の創出を図るために有効である。他種目の部活動に所属する生徒が重複して参加する場合が多く、時期も限られていることから、朝練習を実施できるものとする。ただし、駅伝部の休養日についても、（1）①②に準じる。 ・活動開始は原則7：30以降とし、授業日は30分程度、休業日は1時間程度の活動時間とする。 ・朝練習や大会に向けた現地練習を行う際は、趣旨や効果、練習計画等について、生徒や保護者の理解と協力のもと実施する。また、部単位ではなく生徒個人としての参加であることとし、生徒の学校生活・家庭生活等に支障をきたさぬよう十分配慮する。	なし
P6	3（4）その他	生徒の健康・安全・体力・学習・家庭生活等を考慮し、次の場合は、学校の実態に応じて、練習等行わない期間を設定する。併せて、この期間中の大会等への参加は、極力避けるようにする。 ・定期テストの前日及び、最終日を除く期間中 ・泊を伴う行事の前日及び当日の期間 ・荒天・災害等で影響のある期間 ・その他、学校長の定める期間	なし

教育委員会議案第 1 6 号

前橋市教育文化功労者表彰規則の改正について

前橋市教育文化功労者表彰規則の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

前橋市教育文化功労者表彰規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成 30 年 6 月 日

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育文化功労者表彰規則の一部を改正する規則

前橋市教育文化功労者表彰規則（平成 11 年前橋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「）第 2 条」を「）第 2 条及び第 3 条」に、「課の長」を「課及び教育機関の長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

前橋市教育文化功労者表彰規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(表彰の推薦) 第5条 所管の長(前橋市教育委員会行政組織規則(平成11年前橋市教育委員会規則第1号)第2条及び第3条に定める課及び教育機関の長をいう。)は、第2条第1項各号の一に該当すると認められるものを毎年7月末日までに教育文化功労者表彰推薦調書(様式第1号)に参考資料を添えて教育長に推薦するものとする。	(表彰の推薦) 第5条 所管の長(前橋市教育委員会行政組織規則(平成11年前橋市教育委員会規則第1号)第2条に定める課の長をいう。)は、第2条第1項各号の一に該当すると認められるものを毎年7月末日までに教育文化功労者表彰推薦調書(様式第1号)に参考資料を添えて教育長に推薦するものとする。

<参考>

前橋市教育委員会行政組織規則(一部抜粋)

第2条 事務局に次の課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係、学校保健係、学校給食係
教育施設課	管理係、整備係、維持係
文化財保護課	文化財保護係、埋蔵文化財係
学校教育課	管理係、学校保健係、教育企画係、教職員係、指導係
生涯学習課	管理係、社会教育係
青少年課	育成係、いじめ対策室

2 省略

(教育機関)

第3条 委員会の所管に属する教育機関(市立小学校、中学校及び特別支援学校を除く。)は、次のとおりとする。

- (1) 前橋市学校給食共同調理場
- (2) 前橋市粕川歴史民俗資料館
- (3) 前橋市粕川出土文化財管理センター
- (4) 前橋市総社歴史資料館
- (5) 前橋市総合教育プラザ
- (6) 前橋市立前橋高等学校
- (7) 前橋市立幼稚園
- (8) 前橋市立図書館
- (9) 前橋市公民館
- (10) 前橋市児童文化センター
- (11) 前橋市青少年支援センター

前橋市教育文化功労者表彰規則の改正について（議案第16号）

総務課

1 改正の理由

本市の教育文化功労者表彰規則の趣旨に則り、功績のあるものを表彰するため推薦する所属を拡大するため、所要の改正を行う。

2 内容

表彰の推薦者に教育機関の長を含める。

3 施行期日

公布の日

教育委員会議案第 17 号

前橋市社会教育委員の変更に伴う委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条並びに前橋市社会教育委員条例（昭和 34 年前橋市条例第 37 号）第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定により、前橋市社会教育委員を下記のとおり委嘱しようとする。

平成 30 年 6 月 12 日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

記

1 委嘱しようとする者

三好 玲子（前橋市小中学校校長会 前橋市立若宮小学校長）

布川 佳朋（公益社団法人前橋青年会議所 副理事長）

2 委嘱する委員の任期

平成 30 年 6 月 12 日から平成 31 年（2019 年）6 月 30 日まで
（前任者の残任期間）

前橋市社会教育委員名簿

任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日まで

No.	氏 名	団 体 名 ・ 役 職		性別	再任・新任	備 考
1	安 保 博 史 (議長)	群馬県立女子大学	文学部教授	男	再任	学識経験
2	大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学	学長	男	再任	学識経験
3	森 谷 健	群馬大学	社会情報学部教授	男	再任	学識経験
4	高 橋 宏 明	群馬県生涯学習センター	前館長	男	新任	学識経験
5	川 原 由美子	前橋市小中学校校長会	二之宮小学校長	女	新任	学校教育
6	太 田 ひとみ	前橋市PTA連合会	前母親委員長	女	新任	家庭教育
7	清 水 和 夫 (副議長)	前橋市文化協会	会長	男	再任	社会教育
8	石 川 京 子	特定非営利活動法人リンケージ	理事長	女	再任	社会教育
9	酒 井 一 雄	前橋市体育協会	副会長	男	新任	社会教育
10	荒 井 佑 介	公益社団法人前橋青年会議所	副理事長	男	新任	社会教育
11	荻 野 千 檜	公募委員		男	新任	公 募
12	黛 若 葉	公募委員		女	新任	公 募

教育委員会議案第 18 号

前橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項の規定により、前橋市公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

1 委嘱しようとする者

川上 辰幸 以下 15 人（別紙のとおり）

2 委嘱年月日

平成 30 年 7 月 1 日

3 委嘱する委員の任期

平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで（2 年間）

平成30・31年度 前橋市公民館運営審議会委員構成（案）

No.	区分	氏 名	団体名	役職・現職	
1	学校教育	川上 辰幸	前橋市小学校長会	上川淵小学校長	新任
2		渡邊 龍夫	前橋市中学校長会	第六中学校長	新任
3	社会教育	大井 常利	前橋市生涯学習奨励員連絡協議会	会長	再任
4		福島 昇	前橋市自治会連合会	副会長	再任
5		中山 洋子	芳賀公民館運営推進委員会	委員	新任
6		田中 三千江	前橋市地区婦人会連絡協議会	副会長	新任
7		萩原 香	特定非営利活動法人 市民活動を支援する会	理事長	再任
8		小高 広大	特定非営利活動法人Next Generation	理事長	新任
9	家庭教育	東園 マリ子	前橋ボランティア連絡会	書記	新任
10		牧 裕美子	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会	副会長	新任
11	学識経験者	野口 華世	共愛学園前橋国際大学	准教授	再任
12		田口 敦彦	群馬医療福祉大学	准教授	再任
13		森谷 健	群馬大学	教授	新任
14	公募	剣持 貞則			新任
15		梅津 慶子			新任

教育委員会7月行事予定表

その他 1

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日				
2	月	親子読み聞かせ入門講座	10:00～12:00	中央公民館501学習室	図書館
3	火	前橋市公民館運営審議会第1回委員会	14:00～15:30	中央公民館501.502学習室	生涯学習課
4	水	前橋市中学校総合体育大会開会式	9:30～11:00	正田醤油スタジアム群馬 (雨天:ヤマト市民体育館前)	学校教育課
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	前橋市PTA研究大会	10:45～12:40	総合福祉会館 多目的ホール	学校教育課
11	水				
12	木	社会教育委員会議	15:30	中央公民館501学習室	生涯学習課
13	金				
14	土	夏のこどもフェスティバル おはなし会	11:00～12:00	こども図書館	図書館
15	日	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
		第8回まえばし人形劇フェスタ	10:00～14:30	中央公民館3階ホール	図書館
16	月	海の日			
17	火	教育委員会7月 定例会	13:30	31会議室	総務課
		平成30年度第1回総合教育会議	15:00	31会議室	総務課
18	水				
19	木				
20	金	各学校(園)終業式			
21	土				
22	日				
23	月				
24	火	牛乳パックでビックリ絵本をつくろう！(1日目)	10:00～12:00	中央公民館411アトリエ	図書館
25	水	牛乳パックでビックリ絵本をつくろう！(2日目)	10:00～12:00	中央公民館411アトリエ	図書館
26	木	前橋市中体連結団式	8:30～	正田醤油スタジアム群馬	学校教育課
27	金	前橋高等学校 海外研修出発式	13:00	前橋高等学校	前橋高等学校
28	土				
29	日				
30	月				
31	火	前橋市小学校水泳記録会	8:40～	敷島公園水泳場	学校教育課

教育委員会8月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水				
2	木				
3	金	中学生海外研修出発式	14:30～14:45	児童文化センター	青少年課
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水				
9	木				
10	金				
11	土	完全休業日(～17日)			
		夏の昔話・民話のおはなし会	11:00～12:00	こども図書館	図書館
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木	海外研修到着式	11:00	前橋高等学校	前橋高等学校
17	金	中学生海外研修到着式	10:15～10:30	児童文化センター	青少年課
18	土	わくわく子どもまつり リレーおはなし会	11:00～12:00 14:00～15:00	こども図書館	図書館
19	日				
20	月	教育委員会8定例会	15:00	11階南会議室	総務課
21	火	ぬいぐるみのおとまり会	15:00～17:00	こども図書館	図書館
22	水				
23	木	ぬいぐるみのおとまり会	11:00～11:30	こども図書館	図書館
24	金				
25	土	中学生部活動体験入部	10:00	前橋高等学校	前橋高等学校
26	日				
27	月	各学校(園)始業式			
28	火				
29	水	始業式		前橋高等学校	前橋高等学校
		市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
30	木				
31	金				

臨江閣の国の重要文化財（建造物）指定について

(1) 名称及び員数

名称：臨江閣^{りんこうかく} 員数：3棟
 本指定：本館^{ほんかん}、別館^{べっかん}、茶室^{ちやしつ}
 附^{つけたり}：天皇東宮行幸啓関係資料^{てんのうとうぐうぎょうこうけいかんけいしりょう} 6冊

(2) 所在地

群馬県前橋市大手町3丁目1番2
 所有者住所：前橋市（群馬県前橋市大手町2丁目12番1号）

(3) 年代

本館 明治17年（1884）
 別館 明治43年（1910）
 茶室 明治17年（1884）

(4) 指定基準について

指定基準「（3）歴史的価値の高いもの」

臨江閣は、旧前橋城北端に位置している。この一角は、西方に利根川を臨み、遠くは妙義山や浅間山等を眺望する景勝地である。敷地は東西にやや長い。敷地の東に門があり、敷地中央に本館、西側の奥に茶室、東側の門の南脇に別館が配置されている。敷地の南側は庭園となっており、茶室北側から別館南側まで水路が配置されている。臨江閣の名称は、利根川の景勝を臨むことから名付けられた。

本館は、明治17年（1884）に群馬県令^{かとりもとひこ}楫取素彦が、賓客の接待及び宿泊施設を建設するよう、地元財界人に提言したことが端緒となり、後の初代前橋市長である下村善太郎^{しもむら ぜんたろう}が土地を提供し、地元の企業及び前橋町民の寄附金によって建設された。

茶室は、町民への返礼として、楫取ほか県庁職員が資金を出し、本館と共に建てられた。

別館は、明治43年（1884）に前橋市で開催された第13回一府十四県連合共進会（産業振興のための地方博覧会）の貴賓館として建てられ、共進会終了後の同年12月に前橋市の所有となった。その後、臨江閣の諸施設は市役所として使用された一時を除き、公会堂、公民館として利用され、平成19年以降は文化財施設として利用されている。

臨江閣の各建物は、内外共に簡明かつ上質な和風意匠でまとめた、明治期の大型迎賓施設である。本館は賓客の利用を考慮した室の構成や能舞台（「一の間」の畳下）が設けられており、茶室を併設することなどは、明治前期における賓客接待の様相をよく示している。公会堂としての機能を併せ持つ別館は、大人数や多目的での利用を想定した室の構成をもち、屋根の支えや床組みを鋼材で補強するなど、近代的な手法により大広間などの大空間を実現している。

臨江閣は、資料等により建設背景も明らかで、明治期の地方における迎賓施設の展開を理解する上で、高い歴史的価値を有する。

(5) 構造・形式及び特徴

本館：木造、建築面積316.56㎡、2階建、一部平屋建、^{さんがわらぶき}棧瓦葺。明治17年（1884）9月竣工。

全体を和風意匠とし、主体部、奥座敷部、便所・湯殿部、^{るすいしつぶ}留守居室部から構

成される。主体部は木造 2 階建、入母屋造、^{いりもやづくり} 棧瓦葺であり、東側に^{きりづまづくり} 切妻造の車寄を配置している。奥座敷は木造平屋建、寄棟、棧瓦葺である。1 階は主体部と奥座敷部が縁を介して並んでいる。主体部には「一の間」、「次の間」、「三の間」、「控の間」が並び、廊下を挟み奥座敷部の「奥座敷」、「次の間」が並ぶ。便所・湯殿部は主体部・奥座敷部の北に張出しており、主体部の玄関左手北側には留守居室部を設ける。2 階は東西方向に長い長方形の平面で、西に「一の間」（御座所）」、東に「次の間」を並べる。「一の間」北側には「控の間」を備える。

別館：木造、建築面積 537.31 m²、2 階建、棧瓦葺。明治 43 年（1910）9 月竣工。

外観は全体を和風意匠とし、主体部は北面に玄関を張出しており、女子便所棟、男子便所棟、本館への渡廊下が接続している。主体部は木造 2 階建、入母屋造、棧瓦葺であり、屋根に^{しやちがわら} 鯰瓦を乗せる。1 階は玄関南側をホールとし、その西側に洋間を配置している。ホール東側は「第一和室」、「第二和室」、「第三和室」、「第四和室」、「第五和室」、「事務室」、「物置」が配置されている。2 階は「大広間」があり周囲には縁を廻らしている。別館は、大空間を支えるため、小屋組（屋根部分の骨組み）はキングポストトラス（部材を三角形に組み、中央に柱を通すもの）組としている。2 階の床組みは、木材と鋼材を巧みに組み合わせて、広間を支えている。ここで用いられている^{はり} 梁は木材を組み合わせ、ターンバックル（張力の調整部品）を取り付けた鉄筋で引っ張ることで補強している。

茶室：木造、建築面積 61.13 m²、平屋建、棧瓦葺。明治 17 年（1884）11 月竣工。

入母屋造の「茶席」と^{よせむねづくり} 寄棟造の「書院」からなる。東側に玄関を配置し、北側に廊下を通して。「茶席」と「書院」の間には「水屋（茶事の用意や道具の洗い場）」を設けている。

※国宝及び重要文化財指定基準（建造物の部）

（昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、改正・平成 8 年 10 月 28 日文部省告示第 185 号）

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの。

- （1） 意匠的に優秀なもの
- （2） 技術的に優秀なもの
- （3） 歴史的価値の高いもの
- （4） 学術的価値の高いもの
- （5） 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

平成30年度市立前橋高校海外研修事業について

前橋高等学校

【高校生海外研修事業】

1 目的

国際化社会に対応し、市立前橋高校の生徒を日本の高校に相当する海外の学校に派遣することにより、英会話力の向上を図るとともに、異文化体験を通して、視野の拡大と国際理解の推進を図る。

2 研修期間

7月27日（金）から8月16日（木）までの21日間

3 研修先

オーストラリア クイーンズランド州 ブリスベン近郊
（研修校：マランビンビー ハイスクール）

4 研修人数

研修生10名 引率者1名 清水一秀教諭（英語）

5 自己負担金

渡航費及び研修に要する経費のうち、17万円を個人負担とする。

6 研修生の決定

市立前橋高校海外研修委員会の推薦に基づき、学校長が決定し、前橋市国際教育推進委員会に報告する。

【応募者・合格者状況】

	1年生		2年生		3年生		全 体	
	男	女	男	女	男	女	男	女
応募者	1	4	3	6	0	0	4	10
合格者	0	1	3	6	0	0	3	7

※研修生の決定については、筆記試験に加え、作文、英会話での面接、学習成績、生活態度等を総合的に判断した。

7 事前研修等予定（詳細は予定表）

- ・5月2日（水）～7月18日（水）全12回事前研修会
うち、1回は保護者同伴の説明会として開催
 - ・7月20日（木）市長・教育長への表敬訪問（予定）
 - ・校内報告会及び帰国報告会まで毎週水曜日に事後研修会
 - ・10月4日（木）校内報告会
 - ・11月17日（土）18日（日）帰国報告会 体験発表会（まえばし学校フェスタ）
- ◎その他、前橋市国際交流協会主催の行事に参加・協力予定

平成30年度 市立前橋高校海外研修事業日程（案）

月 日	午 前	午 後	泊
7月27日（金）	本校集合（12：30）・出発式（13：00）・本校出発（13：40） 成田空港到着後 最終リエンテーション・空路オーストラリアへ（19：30）		機内泊
7月28日（土）	空港到着（6：30～）現地事務所にてリエンテーション・ ◆市内視察 ホストファミリーと対面後、各家庭へ		研 修 生 ホ ー ム ス テ ィ
7月29日（日）	終日ホストファミリーと過ごす		
7月30日（月）	英語クラス①	学校施設見学	
7月31日（火）	英語クラス②	文化・スポーツ交流	
8月1日（水）	英語クラス③	文化・スポーツ交流	
8月2日（木）	英語クラス④	文化・スポーツ交流	
8月3日（金）	英語クラス⑤	文化・スポーツ交流	
8月4日（土）	終日ホストファミリーと過ごす		
8月5日（日）	終日ホストファミリーと過ごす		
8月6日（月）	現地高校授業参加（文化交流・スポーツ交流を含む）		
8月7日（火）	現地高校授業参加（文化交流・スポーツ交流を含む）		
8月8日（水）	現地高校授業参加（文化交流・スポーツ交流を含む）		
8月9日（木）	現地高校授業参加（文化交流・スポーツ交流を含む）		
8月10日（金）	現地高校授業参加（文化交流・スポーツ交流を含む）		
8月11日（土）	終日ホストファミリーと過ごす		
8月12日（日）	終日ホストファミリーと過ごす		
8月13日（月）	現地高校授業参加	フェアウェルパーティー（昼もしくは夕方）	
8月14日（火）	◆大学訪問		
8月15日（水）	◆市内視察	ブリスベン空港からシドニー経由で帰国	機内泊
8月16日（木）	成田空港到着（5：30） 本校到着（10：30）、到着式後解散		

平成30年度中学生海外研修事業について

青少年課

【前橋市中学生海外研修事業】

1 目 的

異文化との交流や生活体験を通して、語学力の向上を図るとともに、国際感覚を身につけた青少年を育成する。

2 概 要

(1) 期 間 平成30年8月3日（金）～8月17日（金）

(2) 研修地 オーストラリア・シドニー市

(3) 人 数 研修生40人・引率者6人

(4) 内 訳

2年生 33人（男6人 女27人）

3年生 7人（男0人 女 7人）

(5) 自己負担金

渡航費及び研修に要する費用のうち、18万円を個人負担とする。

(6) 選考方法と結果

第一次選考会（日本語作文・英語テスト・1分間スピーチ）及び第二次選考会（日本語面接・英語面接）の結果を総合的に判断し決定した。

【受験者・合格者状況】

	2年生		3年生		全体	
	男	女	男	女	男	女
受験者	35	69	4	14	39	83
合格者	6	27	0	7	6	34

3 日 程

6月 2日（土） 結団式・第1回事前研修

6月30日（土） 第2回事前研修

（共愛学園前橋国際大学ボランティア・NIPPON ACADEMY留学生参加予定）

7月24日（火） 第3回事前研修

7月29日（日） English Village Maebashiでの研修（任意参加による研修）

7月31日（火） 第4回事前研修・最終打合せ会

8月 3日（金） 出発式 14：30頃（児童文化センター）

8月17日（金） 到着式 10：15頃（児童文化センター）

11月17日（土）・18日（日）

帰国報告会 体験発表会（まえばし学校フェスタ）

◎その他、前橋市国際交流協会主催の行事に参加・協力予定

平成30年度 前橋市中学生海外研修事業 本研修予定

日	曜日	主な研修内容	宿泊
8/3	金	・前橋出発式（児童文化センター）14:30～ ・日本出国	機内
4	土	・オーストラリア入国 ・現地校到着 ・ホストファミリー対面（ホストファミリーと過ごす）	ホームステイ
5	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
6 ◎	月	・英語研修 ・バディとの対面 ・現地校歓迎式 等	ホームステイ
7	火	・小学校訪問	ホームステイ
8 ◎	水	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
9	木	・市内見学	ホームステイ
10 ◎	金	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
11	土	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
12	日	・ホストファミリーと過ごす	ホームステイ
13 ◎	月	・英語研修 ・文化・スポーツ交流 等	ホームステイ
14	火	・市内見学	ホームステイ
15 ◎	水	・英語研修 ・フェアウエルパーティー準備 ・フェアウエルパーティー	ホームステイ
16 ◎	木	・英語研修 ・文化交流 ・現地校出発 ・市内見学 ・オーストラリア出国	機内
17	金	・日本帰国 ・前橋到着式（児童文化センター）10:15予定	

※ ◎印の6日間は2校で分かれての研修となります。

平成30年度 こども図書館夏休みイベント
「第8回まえばし人形劇フェスタ」

前橋こども図書館

- 1 趣 旨 子どもの読書活動を推進するイベントとして、市内各地区で人形劇の公演活動をしている団体（個人）と県内で活動しているプロ・アマチュア人形劇団の人形劇による公演を行い、子どもたちの大切な文化の一つである人形劇を身近に感じ、楽しんでもらう機会として開催するもの。
- 2 開催日時 平成30年7月15日（日）10：00～14：30
●午前の部10：00～11：30
●午後の部13：00～14：30
- 3 開催場所 前橋プラザ元気21 中央公民館3階ホール
- 4 内 容 前橋市内で人形劇による公演活動をしている団体（個人）
群馬県内のプロ・アマチュア人形劇団による人形劇の上演
- 5 出演団体 おはなしの会もこもこ、駒形読み聞かせの会、たこさんのおはなしや、
わたげの会
やまねこ座—人形劇工房&人形劇教室、人形劇ユニット「にゃお」、
「R&Y」
- 6 対 象 前橋市民全般
- 7 入 場 料 無料
- 8 周知方法 広報まえばし、市HP、市FB、図書館HPへの掲載。市政情報提供。
こども図書館、市立図書館、各分館、中央公民館、各公民館、小学校、
幼稚園、保育所（園）、認定こども園等にポスター及びチラシを配布
- 9 主 催 前橋市教育委員会（前橋こども図書館）
共 催 まえばし人形劇フェスタ実行委員会
後 援 前橋市
群馬県、群馬県教育委員会、
上毛新聞社、群馬テレビ、NHK前橋放送局、
FMぐんま、まえばしCITYエフエム
- 10 開催実績 平成29年度参加者数
子ども 295人
大人 285人 計 580人